

倉科区地区防災計画

令和 7 年 7 月 28 日

倉科区(自治会)

1 目 的

この計画は、地区内で発生した災害又は災害発生の恐れがある場合に、区民の安全を確保するため、区(自治会)が主体となって避難所の開設、運営を行うとともに、区民の安全確保及び防災力強化に必要な事項を定める。また、地域住民の避難体制及び要配慮者への支援体制に必要な事項を定め、「逃げ遅れゼロ」に向けた必要な対策を講じ、防災活動をはじめとした協力体制を構築したうえで、平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより地域コミュニティの維持及び活性化を図ることを目的とする。

2 区内の人員、世帯等及び要支援者について

- (1) 区(自治会)内の世帯数は 440 世帯 (第1分区～14分区)

※ 区、自治会へ未加入者の取り扱いについては別途とする。

- (2) 要支援者については、市から提示された名簿登録者及び要支援者名簿については別途のとおりであり、災害発生時の支援体制を図るとともに日頃から健康状態の確認等を把握するなど、「地域の見守り」についても取り組んでいく。

※ 要支援者等の避難体制等に係る避難訓練については、各関係者と密接に連携し、定期的に避難訓練等を行うとともに、災害時の体制を構築しておくこと。

3 避難場所について

施設名	区分	屋内収容人員	屋外収容人員	備 考
倉科公民館	屋 内	100 名	—	
倉科運動広場	屋 外	—	400 名	
		名	名	

※ 各収容人員については、千曲市地域防災計画の数値とする。

4 避難判断を促すタイミング

公民館を避難所として開設するタイミング

災害内容	判断となる数値等	備 考
地 震	千曲市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合	
台 風	千曲川杭瀬下水位観測所の水位が氾濫注意水位(1.6m)に達した場合	
※水 害	千曲市がレベル 3 以上の避難情報を発令した場合	
	降雨状況等を勘案し、数時間後に水位が氾濫する恐れがある場合	
土砂災害	区内にある崖斜面の一部に大規模な土砂崩落の前兆現象が確認された場合 (小石等の落下確認)	
その他	災害等により避難所等を開設する必要がある場合	

5 防災対策

(1) 現地災害対策本部の設置及び避難所開設の判断

危険情報を覚知し、危険と判断をした場合、区長(自治会長)は以下の体制を図る

【災害時の対応】

	内 容	備 考
1	現地災害対策本部設置	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
2	避難場所を開設及び運営	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
3	区民に対して避難所を開設した旨を周知する。	(屋外放送設備、消防団車両等を活用)

※ 千曲市災害対策本部と連絡を密にするとともに、情報の共有を図る。

【平時の対応】

	内 容	備 考
1	災害に備えた訓練	地域住民を対象にした総合訓練
2	避難場所の備蓄品の整備	区、自治会としての備蓄計画を策定
3	防災教育の徹底	住民及び区役員を対象に防災講習会の開催
4	要配慮者の把握	地域の見守りについて、避難手段の検討
5	地区防災計画の検証	適宜見直しを進める
6	その他必要事項	

※ 平時から防災を意識し取り組んでいく。

6 役 割

(1) 組織編制及び役割分担

①現地災害対策本部役員 ※倉科区自主防災会規約・組織構成図のとおり

No.	区役員名	役職	主な業務	備 考
1	区 長	会長	統 括	1名
2	代理区長	副会長	副統括	1名
3	組長会	会長・副会長	人員報告・避難誘導指示	2名
4	区議会議長	班長	総務班	1名
5	第3分団長	〃	消火班(一)	1名
6	自衛消防団長	〃	消火班(二)	1名
7	安協分会長	〃	避難誘導班	1名
8	社協支部長	〃	避難者支援班	1名
9	日赤奉仕団長	〃	救護・炊き出し班	1名
10	防犯協会支会長	〃	食料・物資班	1名

②現地災害対策本部編制 ※倉科区自主防災会規約・組織構成図のとおり

No.	役職名	備 考
1	総務班	区議会議員
2	消火班	消防団・自衛消防団
3	避難誘導班	安全協会・防犯協会の男性委員
4	避難者支援班	民生委員ほか
5	救護・炊き出し班	日赤奉仕団員
6	食料・物資班	安全協会・防犯協会の女性委員・組長会
7	ボランティア班	地元住民ボランティア

③各班の主な活動内容

班別	内容
総務班	各班の統括、調整、指導、情報収集、広報活動、防災会議主催
消火班	消火、出火防止、救出・救護活動、行方不明者搜索
避難誘導班	車道確保、避難誘導、介助、避難場所配分、避難所環境整備
避難者支援班	高齢者・要援護者の避難所支援
救護・炊き出し班	負傷者応急処置、救護用品の備蓄、給食給水活動、食料品の衛生管理、炊き出し場所・時刻の明確化
食料・物資班	救助・支援物資等の調達と配分、保管場所と在庫管理
ボランティア班	区内救援活動調整

(2) 要支援者への支援体制の整備

福祉班を中心に要支援者の支援体制を整備します。

- ※ 個別支援計画に基づき、必要な支援体制を事前に計画しておく。
- ※ 支援体制、支援方法等の検討整理、対象者の把握、個別計画の定期的な見直しを含めた確認を行う。
- ※ 福祉班の編成及び指示については、区長がその都度指示する。

No.	役職名	員 数	備 考
1	福祉班	計画中	支援体制等を考慮したうえで必要な人員を別途計画していく。

7 連絡体制

(1) 緊急時の連絡方法

- ※ 緊急的に連絡体制が図れること。
- ※ 各区で作成してある連絡網の活用も可
 - ① 区 長 → 代理区長
→ 区民への連絡及び周知（屋外放送等）
 - ② 代理区長 → 組長会会長（副会長）、各班長
 - ③ 組長会 → 各組長
 - ④ 各班長 → 各班員
 - ⑤ 各組長 → 各組伍長
- ※ 要支援者の避難行動に係る連絡については、福祉担当班及び個別支援計画等に基づき示されている方へ適切な方法により連絡する。

8 備蓄計画

令和7年 7月28日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	飲料水(500ml)	96本	96本	96本	96本	
2	備蓄食料 (アルファ米、レトルト食)	1箱	1箱	1箱	1箱	(1箱=50食)
3	毛布					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》（食料品等の備蓄品の目安）

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍（一世帯2人した場合）の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。（1日分を備蓄）

例） 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準：80人(400世帯×2人)×10%=80人】

①飲料水 80人×3ℓ(1日/1人)=240ℓ(500mlの場合480本)

②食料 80人×3食(1日/1人)=240食

倉科区自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、倉科区自主防災会（以下「本会」という）と称す。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保共同の精神にもとづく自主的な防災活動を行う事により、地震その他の災害（以下「地震など」という）発生時における対応と、被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地震などの発生時における情報収集、伝達、避難誘導、初期消火と避難所対応に関する事
- (2) 防災に関する知識の普及事業
- (3) 地震などに対する予防事業
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災資機材などの整備
- (6) 行方不明者、徘徊不明者の搜索等の搜索活動
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員及び構成)

第4条 本会は、倉科区民を会員とし、区顧問並びに区相談役を相談機関に置き、市災害対策本部、森・倉科駐在員との連携をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 若干名
- 2 会長は区長、副会長は代理区長
- 3 班長は会長の指名による
- 4 班長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

- 2 地震などの災害発生時は、状況、規模等異なるため、役員は待機して会長の判断指示に委ねるものとする。

(総会及び役員会)

第7条 総会は会員を代表する組長会代表（正副組長会長）、役員をもって構成する。

- 2 総会は会長が必要と認めたとき、開催できる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

4 役員会は、会長が招集し必要な事項を協議する。

(班構成)

第8条 本会に次の班を置く

- (1) 総務班
- (2) 消火班
- (3) 避難誘導班
- (4) 避難者支援班
- (5) 救護・炊き出し班
- (6) 食料・物資班
- (7) ボランティア班

(班の任務)

第9条 班の任務は、別紙組織図による。

2 班長は、目的遂行のために班員との意思疎通を図り、連携を密にする。

(防災計画)

第10条 本会は、地震などによる被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震などの発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震などの発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること
- (6) その他必要な事項

(会費及び経費)

第11条 本会の運営に関する経費は、区からの補助金その他の収入をもってこれにあて会計は副会長が担当する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めない事項については、役員会で協議して定める。

付 則 この規約は、平成25年4月1日から実施する。

改正	平成25年8月3日	第3条1項(6)を追加
	平成25年8月3日	第7条1項を修正
	平成26年8月3日	第8条(4)及び(5)を修正
	平成28年7月31日	第9条の別紙組織図を修正
	平成30年4月1日	第9条の別紙組織図を修正

倉科区自主防災会組織構成図

2024.3.15

